

基本計画 第4章

5 都市基盤

道路や公園、上下水道、住環境など快適でゆとりある暮らしを支える都市基盤を整え、いつまでも安心して住み続けることができるまちづくりを進めます。

| | | |
|---------|----------|-----|
| 基本施策 22 | 市街地整備 | 148 |
| 基本施策 23 | 道路 | 150 |
| 基本施策 24 | 水の供給 | 152 |
| 基本施策 25 | 汚水・排水処理 | 154 |
| 基本施策 26 | 河川・水路 | 156 |
| 基本施策 27 | 公園・緑地・緑道 | 158 |

5 都市基盤 基本施策 22 市街地整備

目指す姿

まちづくり資源を有効活用するため計画的に都市基盤の整備が進められ、市民が安全で安心して楽しくいきいきと住み続けられる魅力あるまちになっています。

小牧駅周辺から小牧山^{*}に至る地域は、にぎわいのある商店と文化、公共施設などが集積していることにより多様な交流が生まれ、歴史が薫る景観に配慮した中心市街地にふさわしいまちになっています。また、建替えによる不燃建築化や道路の整備が進み、多様な住宅や生活利便施設が立地し、街なか居住人口が増え魅力とにぎわいのあるまちになっています。

目標値

| 指標 | 現状値 | 目標値 | |
|----------------------------|---------|---------|---------|
| | | 平成 25 年 | 平成 30 年 |
| 市街化区域内の都市的土地利用の割合（宅地などの面積） | 88.0% | 88.5% | 89% |
| 中心市街地（小牧駅周辺）に魅力を感じる市民の割合 | 19.1% | 30% | 50% |
| 中心市街地の定住人口 | 5,976 人 | 6,600 人 | 7,100 人 |

現況・課題

日本の人口は将来的に減少することが予測されているなかで、近年の環境保全に対する意識の向上とともに、環境と共生した持続可能な資源循環型社会^{*}の構築が求められるようになっています。また、都市のスプロール化^{*}などによる中心市街地の空洞化なども問題となってきたことから、集約拠点型の都市基盤^{*}の構築が必要となっています。

しかしながら、本市の中心市街地は、商業、業務、住居などの高度利用が十分に図られておらず、駅周辺への公共施設集積も進んでいません。また、住宅や店舗などの木造建築物の老朽化も目立ちます。そのため、公共施設の整備や建築物の安全性の向上を図り、良好な都市空間を再生することが必要となっていますが、多様な交流を生む、魅力あるまちにするためには、本市のシンボルである小牧山や寺社仏閣なども調和した歴史が薫る景観形成を図る必要があります。

市街化区域において、都市基盤の整備が進んでいない地区も多くあることから、安全・安心な市街地整備を図るため土地区画整理や生活道路^{*}の整備が必要です。

関連計画・条例等

- 小牧市中心市街地活性化基本計画（平成 12 年 3 月策定）
- 小牧市都市計画マスタープラン（平成 13 年度～平成 21 年度）
- 小牧市都市景観条例（平成 13 年 4 月施行）
- 小牧市都市景観基本計画（平成 14 年 3 月策定）
- 小牧市サイン計画（平成 12 年 3 月策定）
- 小牧駅周辺整備計画（平成 20 年 3 月策定）

関連データ

・中心市街地の定住人口

協働の考え方



魅力とにぎわいのあるまちづくりを進めるため、積極的に市民や商店主、市民活動団体、企業などの意見を取り入れていきます。そのため、まちづくりに関する計画を策定する際には、企画立案の段階からワークショップなどを開催し、各主体が一体となって計画策定を行います。また、整備後においても、さまざまなイベントを協働で開催することにより、多様な交流が生まれるまちの魅力とにぎわいが持続していきます。

基本施策の展開方向



1 中心市街地の既存商店街の活性化と高度利用を図る

3-3 5-3

- 中心市街地の低未利用地、空き店舗などの活用により商業や文化交流の場の創出を図り、商業や居住空間の形成を進めます。
- 集約拠点型の街なか居住を進めるために、市民と企業の協働^{*}により、公共施設などの機能を充実・活用したまちづくりを進めます。

2 土地区画整理事業^{*}を推進する

1-1 3-3

- 現在施行中の土地区画整理事業については、事業の早期完了を図るため、関係者に対し理解と協力を求めています。
- 新たな土地区画整理事業の導入を検討します。

3 鉄道駅周辺を整備する

3-3 5-2

- 小牧駅周辺は中心市街地の活性化を図るため重点的なまちづくりを進めます。
- 間内駅や味岡駅、田原神社前駅周辺は駅前広場整備に併せて、地域の特性に応じた市街地の形成を進めます。

4 安全・安心な市街地を整備する

1-1 5-2 5-3

- 市街地の整備にあたっては、災害に強いまちづくりに向けた整備手法の検討やユニバーサルデザイン^{*}の導入による整備を行います。
- ワークショップなどを開催し市民参加を促進し、協働によるまちづくりを進めます。
- 地区計画等^{*}の導入によりまちづくりを進めます。

5 中心市街地の景観を整備する

3-3

- 商業を中心とした人々のにぎわいと多様な交流を演出するための整備とともに、歴史や文化を活かした公共施設の景観整備を進めます。

5 都市基盤 基本施策 23 道路

目指す姿

市民ニーズや地域ニーズに合わせた道路の整備や交通量の多い交差点の改良が進み、交通渋滞が少なくなっています。

また、生活道路^{*}や歩道が整備され、適切に管理されており、歩行者や自転車も安全・安心に道路を通行しています。

目標値

| 指標 | 現状値 | 目標値 | |
|----------------------------|---------|---------|---------|
| | | 平成 25 年 | 平成 30 年 |
| 通学路などの歩道や道路が歩きやすいと感じる市民の割合 | 42.9% | 53% | 63% |
| 歩道整備延長 | 123.6km | 140km | 155km |
| 都市計画道路の整備率 | 85% | 88% | 91% |
| 橋りょう定期点検の実施箇所 の割合 | 3.4% | 50% | 100% |

現況・課題

本市は、東名・名神高速道路と中央自動車道、名古屋高速道路の結節する交通の要衝であるため、物流施設や生産工場が市内各所に進出しトラックなどの大型自動車が頻繁に行き交っています。今後もこれらの施設の進出が予想され、交通量の更なる増加が懸念されます。これまで本市においては、道路整備を計画的に進めてきました。しかしながら、増加する交通量に比べ、道路の整備が追いついていないため、慢性的な交通渋滞や交通弱者に対する安全確保などの課題が生じています。また、市民生活に密接した道路の整備も進んでいないことから、市民意向調査においても道路整備の要望は高くなっています。

健康志向の高まりや地球温暖化対策などの社会情勢により、自転車の利用者が増えています。平成 19 年 6 月に道路交通法が一部改正され、自転車利用者や歩行者の安全・安心を図る必要が生じています。

また、道路を構成する重要な施設である橋りょうの老朽化が今後進みます。その予防措置として、橋りょうの現状を把握し計画的に補修・補強工事を行う必要があります。

関連計画・条例等

- 小牧市都市景観基本計画（平成 14 年 3 月策定）
- 小牧市人にやさしい街づくり計画（平成 11 年 3 月策定）
- 小牧市中心市街地活性化基本計画（平成 12 年 3 月策定）

関連データ

・市道の現況

協働の考え方



交通体系の見直しや道路網の整備にあたり、ワークショップなどを通じ、地域住民と一体となって道路整備計画を立案することで、道路交通事情の理解を深めてもらい、事業を促進します。また、市民や企業による道路美化活動を推進していくために、アダプトプログラム^{*}制度などをPRし、活動団体の輪を広げていきます。

基本施策の展開方向



1 道路整備を進める

5-2

- 幹線道路の整備を計画的に進めます。
- 渋滞を緩和するために、交差点の改良を進めます。
- 生活道路の拡幅改良要望に対応した道路整備を進めます。
- 国や県、周辺市町と協力して、国道や県道の早期整備を推進します。

2 歩道整備を進める

1-2

5-2

- 通学路など歩行者の安全を確保するため、歩道の整備を進めます。
- 高齢者や身体障がい者が安心して歩行できるよう、段差の解消など歩道のバリアフリー^{*}化を進めます。
- 自転車走行に配慮した自転車歩行者道の整備を進めます。

3 橋りょうの計画的な管理を進める

1-1

5-3

- 橋りょう長寿命化修繕計画の策定など、計画的な管理を進め、コストを縮減するとともに、安全性を向上させます。

5 都市基盤 基本施策 24 水の供給

目指す姿

目標値

主要幹線のループ化や耐震管による布設替えが計画的に行われ、安全で安心なおいしい水が安定供給されています。また、口座振替など収納業務の効率化が図られ、健全な水道事業が行われています。

更に、常日頃より水の大切さを一人ひとりが認識しているなかで、節水意識も高まり漏水に強いまちになっています。

| 指標 | 現状値 | 目標値 | |
|-------------------|--------------------|---------|---------|
| | | 平成 25 年 | 平成 30 年 |
| 主要幹線の耐震管によるループ化率 | 46.0% | 70% | 100% |
| 老朽管の更新率 | 0% (平成 21 年度着手) | 40% | 80% |
| 安全でおいしい水と感じる市民の割合 | 72.7% | 75% | 78% |
| 水道料金の口座振替率 | 75.0% | 76% | 77% |

現況・課題

本市の水道事業計画は、給水人口 17 万人で進めてきましたが、将来人口の増加が緩やかになることに伴い、給水人口を 16 万人に変更する予定です。

現在、主要幹線の基幹系統は単独でのルートで配水しているため、ひとたび事故が発生した時には、断水による影響が広範囲となります。この対策として、複数のルートから配水できるよう主要幹線のループ化を進める必要があります。

また、耐用年数 40 年以上を経過している老朽管も多く、これらの実態把握を行い、更新計画を策定し、地震災害に強い耐震管へ改良を進める必要があります。

更には、県営水道への依存率も年々高まっており平成 20 年度で 73% 以上となり、漏水時には県からの受水量も限定されるため、日頃より節水に対する意識が必要です。

一方、水道事業の経営においては、経営の健全化が求められるなか、収納業務の効率化及び料金収入の確保をしていかなければなりません。

関連計画・条例等

- 小牧市水道事業の設置等に関する条例（昭和 42 年 4 月施行）
- 小牧市水道事業計画（平成 20 年度～平成 30 年度）

関連データ

・水道事業の状況（給水人口、戸数、総配水量、県水依存率）

協働の考え方



水道水の有効活用に関する意見や提案、取組事例の募集などを通じて、市民や企業の節水意識を高めるとともに、先進的な取組事例について市民と企業、行政が情報共有できるようにします。

また、上水道管理センターなどの水道施設の見学時に節水の先進的事例を紹介し、勉強会の支援をします。

基本施策の展開方向



1

耐震管によるループ化を進める

1-1 5-1 5-3

- 既設主要幹線の内、耐震管で布設されていない箇所を耐震管に布設替えするとともに、災害により断水した場合は、他のルートで配水できるよう主要幹線のループ化を進めます。

2

老朽管の更新を進める

1-1 5-1 5-3

- 耐用年数を経過した配水管を、計画的に更新します。

3

安全でおいしい水を供給する

5-1

- 夏期・冬期の消毒用塩素の注入量の調整を行うなど、より安全でおいしく飲める水を安定して供給します。

4

料金収入を確保する

5-3

- 口座振替を推進します。

5

節水の啓発活動を進める

5-1

- 風呂の残り湯を洗濯、掃除、散水などに工夫して使ってもらうなど啓発を進めます。

5 都市基盤 基本施策 25 汚水・排水処理

目指す姿

目標値

公共下水道の整備率と農業集落排水への接続率が向上し、多くの市民が清潔で快適な生活を送っています。また、公共下水道の整備率の進展とともに、環境に対する市民の関心も高くなり、公共下水道への接続率も向上しています。それに伴い、きれいになった河川で多くの子ども達が水生生物にふれあう機会を持てるようになっています。

| 指標 | 現状値 | 目標値 | |
|-----------------------------------|-----------|---------|---------|
| | | 平成 25 年 | 平成 30 年 |
| 公共下水道整備率（供用開始面積／行政区画の面積） | 26.3% | 31% | 36% |
| 公共下水道普及率（供用開始区域内人口／行政区画内人口） | 63.3% | 68% | 73% |
| 公共下水道水洗化率（供用開始区域内水洗化人口／供用開始区域内人口） | 92.4% | 93% | 94% |
| 公共下水道事業認可面積* | 2,463.2ha | 2,849ha | 3,208ha |

現況・課題

昭和 48 年の桃花台ニュータウン地区よりスタートした本市の公共下水道事業は、平成 20 年 3 月現在、公共下水道事業認可面積が 2,463.2ha となり、五条川左岸流域下水道との関連のもと、整備拡大に努めていますが、供用開始面積は 1,652.9ha で、整備率（行政区画に対する供用開始面積）は 26.3%にとどまっています。下水道整備には、膨大な費用と長い年月が必要であり、限られた予算の中でコスト削減を図りながら効率的に整備を進めていますが、なかなか進まないのが現状です。今後は一日も早く整備を進め、供用開始を推進していく必要があります。

また、今後、耐用年数を超える老朽管などの更新を行う必要が生じるため、実態の把握に努め、計画的に順次進めていかなくてはなりません。

更に、農業集落排水についても、平成 16 年に東部大草地区において供用を開始しましたが、接続率は依然として低く、河川の水質向上のためにも、接続率を上げることが重要です。

また、下水道整備により、河川の水質浄化、伝染病の予防など快適な生活と良好な環境がもたらされることや下水道処理施設の仕組み・役割などについて、市民に対し下水道の正しい理解を深めてもらえるよう PR していくことも大切です。

関連計画・条例等

- 下水道事業計画（平成 12 年 3 月策定 目標年次 平成 27 年）
- 小牧市下水道条例（昭和 61 年 10 月施行）
- （下水道整備）全体計画図（平成 19 年 3 月 31 日現在）

関連データ

・下水道普及状況（供用開始区域面積、整備率、普及率、水洗化率）

協働の考え方



下水道処理施設の見学会や広報こまきなどを通じて、公共下水道事業への理解を促進するとともに、供用開始区域内においては、下水道への接続を、公共下水道事業認可区域外においては、合併処理浄化槽を設置してもらうよう積極的に呼びかけ、市民や企業と協力しながら、水環境の維持向上に努めます。

基本施策の展開方向

1 公共下水道を普及促進する 5-1

- 公共下水道事業認可区域の未整備部分について順次整備を進め、供用開始区域の拡大に努めます。更に公共下水道事業認可区域を拡大するように努めます。

2 老朽管などの更新を進める 5-1 5-3

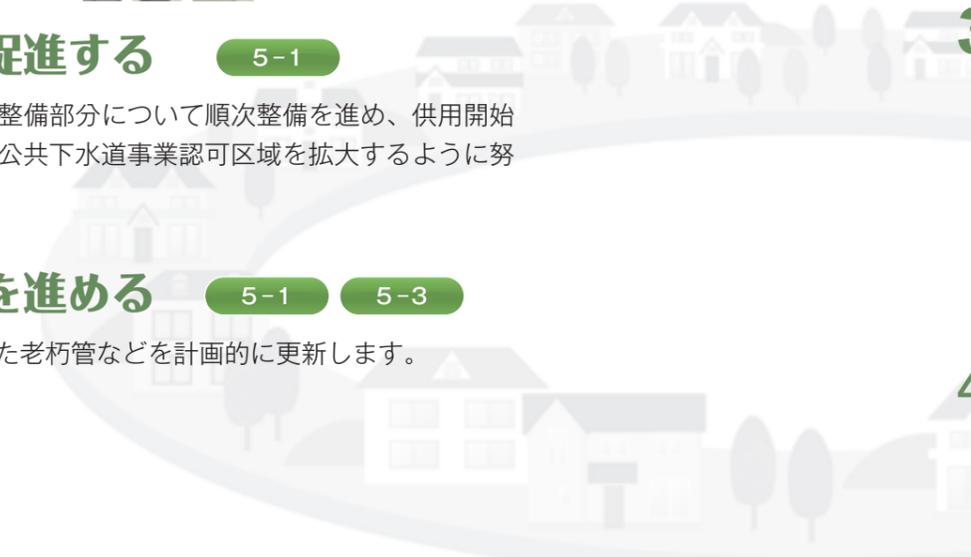
- 下水道管の耐用年数を経過した老朽管などを計画的に更新します。

3 水洗化を促進する 5-1

- 公共下水道供用開始区域内や農業集落排水該当地域の未接続世帯の解消に努めます。
- 供用開始区域外であっても接続可能な地域には、積極的に接続してもらうよう啓発します。
- 公共下水道事業認可区域外においては、水環境保全のため合併処理浄化槽[※]の設置促進に努めるとともに、適正な管理を呼びかけます。

4 市民へ公共下水道事業を PR する 5-1

- 公共下水道の役割について、多くの市民に理解してもらえるよう、広報こまきやパンフレット、ホームページなどを通して啓発します。
- 下水道処理施設の見学会などを行い、公共下水道について、多くの市民に知ってもらう機会を作ります。



5 都市基盤 基本施策 26 河川・水路

目指す姿

河川改修や雨水貯留施設の整備により、大雨による浸水被害が減少し、市民が安心して暮らしています。

また、水辺環境などに配慮した準用河川*整備を進めた結果、水を身近に感じることもできる空間も形成されています。

市民の雨水利用意識が高まり、各家庭で雨水貯留の取組みが広がっています。

目標値

| 指標 | 現状値 | 目標値 | |
|------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | | 平成 25 年 | 平成 30 年 |
| 準用河川整備率 | 18.7% | 21% | 23% |
| 公共施設の雨水貯留量 | 241,968m ³ | 247,000m ³ | 251,000m ³ |
| 雨水貯留施設設置件数 | 135 件 | 300 件 | 430 件 |

現況・課題

市街化の進展が著しい本市では、市内の河川・水路のみの対策だけでは浸水被害を防止することに限界があることから、周辺市町との連携を強化し、効率的な浸水被害対策を実施する必要があります。

水害に強いまちづくりを目指し、「新川流域水害対策計画」に基づき早急かつ確実な治水対策を図る必要があります。また、今までは洪水の処理を目的に河川整備を実施してきましたが、近年、市民の環境への関心の高まりにより、水辺をもっと身近に感じられる事業も必要となります。

雨水の流出抑制対策の一環として「市民と一体となった水害に強いまちづくり」を推進する目的で、平成 15 年度より新設された雨水貯留施設などの設置に対する助成制度をより多くの市民に利用してもらえよう PR に努める必要があります。

関連計画・条例等

- 新川圏域河川整備計画（平成 19 年 10 月策定 おおむね 30 年）
- 新川流域水害対策計画（平成 19 年 10 月策定 おおむね 30 年）

関連データ

・雨水浸透阻害行為*申請面積（田畑などを造成している面積）

協働の考え方



各戸に降った雨を、一時的に貯め、または浸透させることで、雨水の流出抑制対策を実施し「市民と一体となった水害に強いまちづくり」の推進を図ります。

また、雨水を庭木などの散水などに利用することで、水循環システムの意識を高める目的で、雨水貯留浸透施設の設置に対して支援します。

基本施策の展開方向



1 河川整備を促進する 1-1

- 「新川圏域河川整備計画」に基づき整備される県管理河川に流入する準用河川*及び排水路を整備します。

2 雨水貯留施設を整備する 1-1

- 「新川流域水害対策計画」に基づき浸水被害を軽減するため、公共施設に雨水貯留施設を整備します。

3 水（河川）に対する意識を高める 1-1 5-1

- 河川改修を実施し、植生に配慮した水辺を市民が身近に感じられるよう努めます。
- 雨水利用の重要性を市民に PR し、各家庭で雨水貯留を実施するよう補助金制度の利用促進を図ります。

5 都市基盤 基本施策 27 公園・緑地・緑道

目指す姿

各地区において地域住民の意見を反映した公園が整備され、住民によって大切に管理されています。そこでは多くの市民が、緑に親しむことができ、健康づくりややすらぎの場として安心して利用しています。また、自然や歴史を活かした特色のある公園が整備され、多くの市民に親しまれています。道路には、街路樹が風に揺れ、学校、庁舎などの公共施設には、緑の木々や花が咲き、屋上や壁面も緑に覆われています。また、河川敷や工場などでは、緑化が進み、小牧山^{*}、岩崎山、東部丘陵のふれあいの森、更には、社寺林などの豊かな森は大切に保全され、緑豊かな美しいまちになっています。住宅においても、庭先には木々の緑が映え、プランターには花が咲き、花と緑に囲まれて生活しています。

目標値

| 指標 | 現状値 | 目標値 | |
|-----------------------|--------|---------|---------|
| | | 平成 25 年 | 平成 30 年 |
| 公園や緑地が充実していると感じる市民の割合 | 67.1% | 68% | 69% |
| 都市公園の箇所数（緑地・緑道を含む） | 98 箇所 | 103 箇所 | 108 箇所 |
| 市民が管理している公園数 | 86 箇所 | 91 箇所 | 96 箇所 |
| 緑道の整備延長 | 6.8 km | 9.6 km | 11.4 km |

基本施策の展開方向

1 緑化意識の普及・啓発を進める 3-3

- 苗木や花苗、種子を配布するとともに、バラ・アジサイまつり、市民まつりなどの各種イベントを通して緑化意識の普及・啓発を進めます。
- 緑化を推進する団体に対する支援を進めます。

2 緑の保全や創出を進める 3-3

- 森林法、都市緑地法、緑地協定^{*}などの活用により緑の保全を進めます。
- 緑化に関する相談窓口の設置や、生け垣設置の奨励など、市民の緑化活動に対する支援を進めます。
- 歴史ある小牧山の豊かな自然を緑の象徴として永続的に保全します。

現況・課題

都市における公園・緑地は、憩いと潤いの場を提供する役割とともに、環境保全や防災、景観形成など重要な役割を担っています。

本市では、スポーツ公園や市民四季の森などの都市公園が整備済みであり、憩いとふれあいの場として多くの市民に親しまれています。しかし、本市の市民一人あたりの都市公園面積は県内第 17 位の 7.33㎡であり、愛知県平均の 7.01㎡は上回っているものの、市民の設置要望が多く、「小牧市緑の基本計画」における公園整備目標を目指し、引き続き整備する必要があります。今後は、水辺を活かしたビオトープ^{*}や歴史、文化など、特色ある公園整備が必要となります。また、健康志向の高まりとともに主要河川の堤防道路などを活用した緑道の整備も求められています。

なお、公園整備後において、園内の除草や清掃などの日常的な維持管理は、主に自治会^{*}に委託していますが、少子・高齢化によりその委託も困難な状況になりつつあります。

関連計画・条例等

- 小牧市緑の基本計画（平成 17 年 3 月策定 目標年次 平成 32 年）
- 小牧市都市公園条例（昭和 50 年 4 月施行）

関連データ

・都市公園の整備状況

協働の考え方



公園づくりを進める際には、企画立案の段階から市民や市民活動団体、地域コミュニティ^{*}との協働^{*}によるワークショップを積極的に開催し、意向を反映した整備を行うとともに、維持管理や安全対策についても、近隣の地域コミュニティなどと協働して実施することで、近隣住民が愛着を持てる地域密接型の公園整備を進めます。

3 特色ある公園整備を進める 3-3

- 歴史を活かした岩崎山公園の整備を進めます。
- 太良上池・太良下池・白兵池を含んだ地区において、自然環境を活かした風致公園の整備を進めます。

4 市民と協働による公園・緑地・緑道の整備と管理を進める 2-1 2-2 3-3

- ワークショップの開催など、協働の公園づくりを促進します。
- 公園・緑地・緑道の維持管理や安全対策を地域住民や市民活動団体、企業と協働して進めます。

5 緑のネットワークを強化する 3-3 5-2

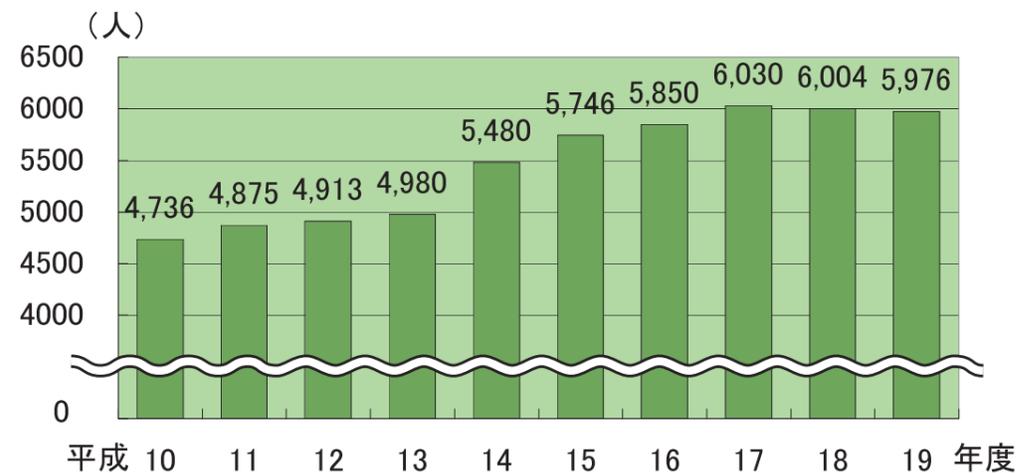
- 河川沿いを中心に緑道を整備し、安全で快適な歩道や自転車道の空間を確保するとともに、市民四季の森、ふれあいの森、農業公園、小牧山、公園、社寺林などの緑地を結ぶことでネットワークの形成を進めます。

関連データ一覧

5 都市基盤

基本施策 22 市街地整備

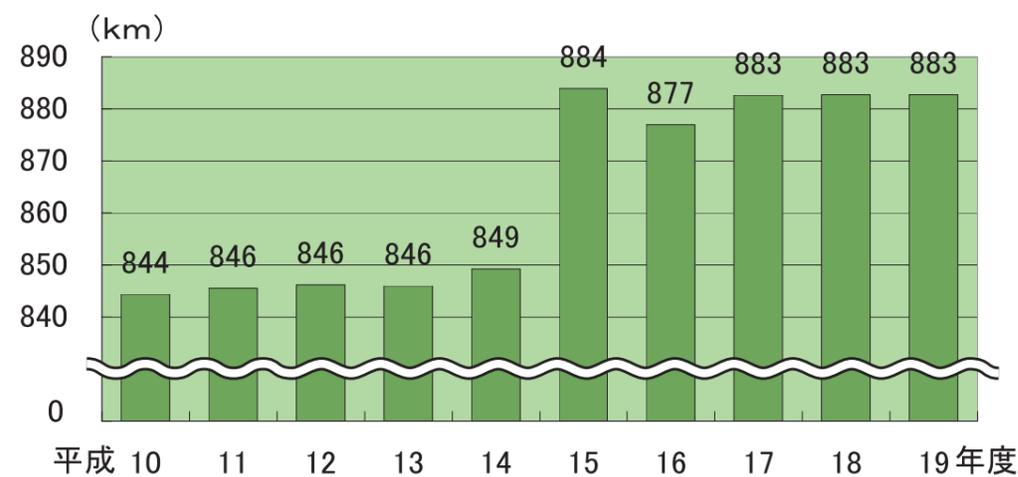
■ 中心市街地の定住人口



※小牧二、三、四丁目及び中央一、二丁目の各年度10月1日現在の人口
資料 市民課

基本施策 23 道路

■ 市道の現況

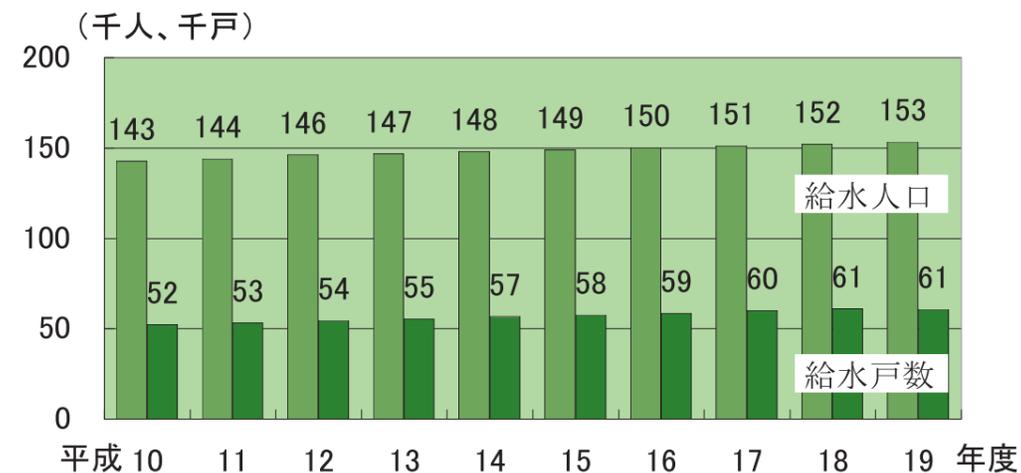


※各年度3月31日現在
資料 道路課

5 都市基盤

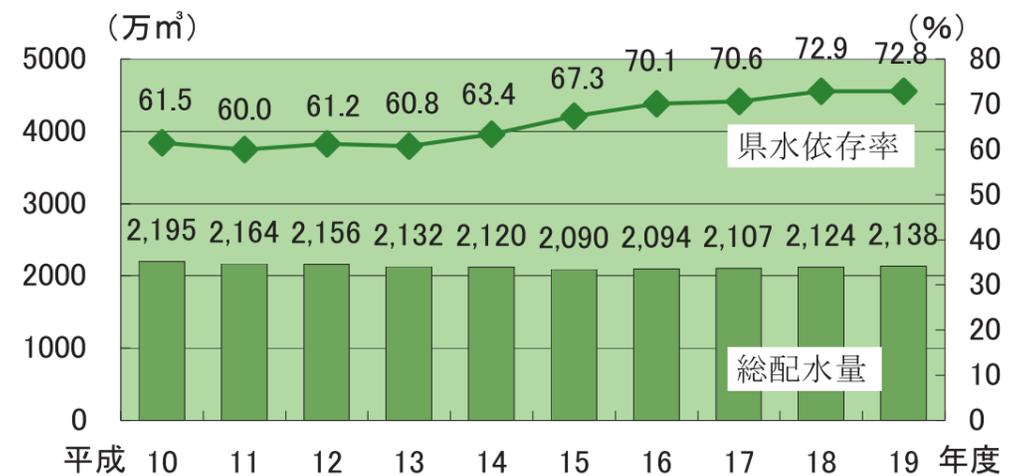
基本施策 24 水の供給

■ 水道事業の状況 (給水人口、戸数)



※各年度3月31日現在
資料 小牧市水道事業年報

■ 水道事業の状況 (総配水量、県水依存率)



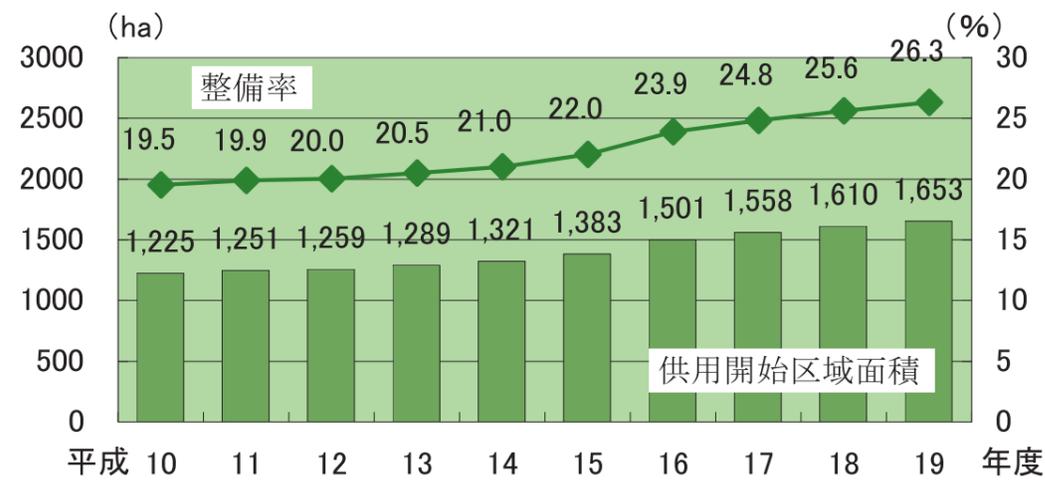
資料 小牧市水道事業年報

関連データ一覧

5 都市基盤

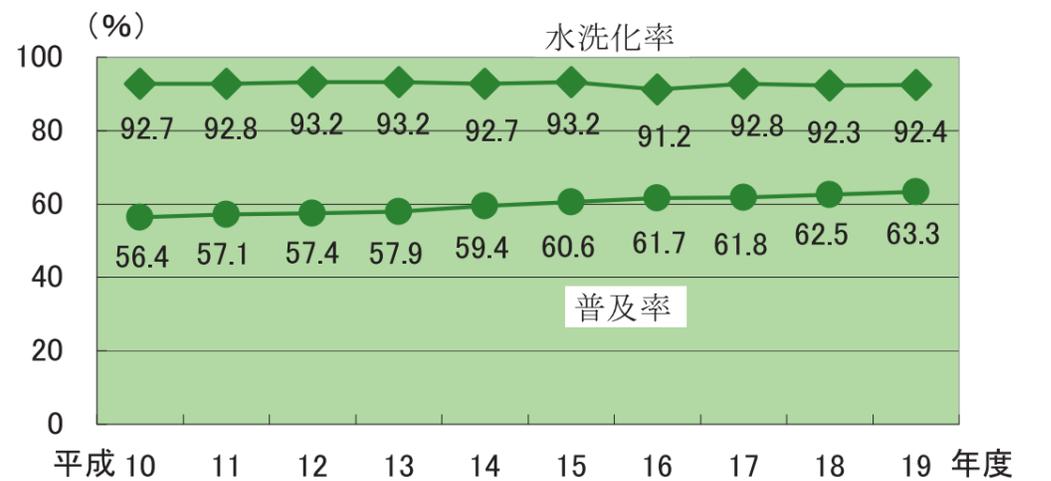
基本施策 25 汚水・排水処理

■ 下水道普及状況（供用開始区域面積、整備率）



※各年度3月31日現在
資料 下水道課

■ 下水道普及状況（普及率、水洗化率）

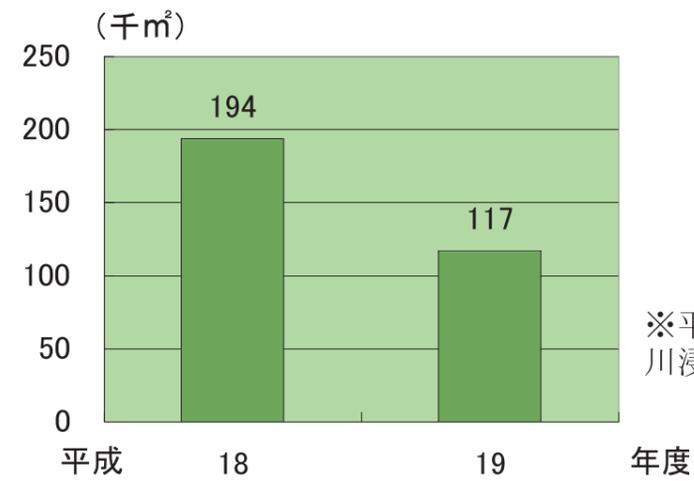


※各年度3月31日現在
資料 下水道課

5 都市基盤

基本施策 26 河川・水路

■ 雨水浸透阻害行為申請面積

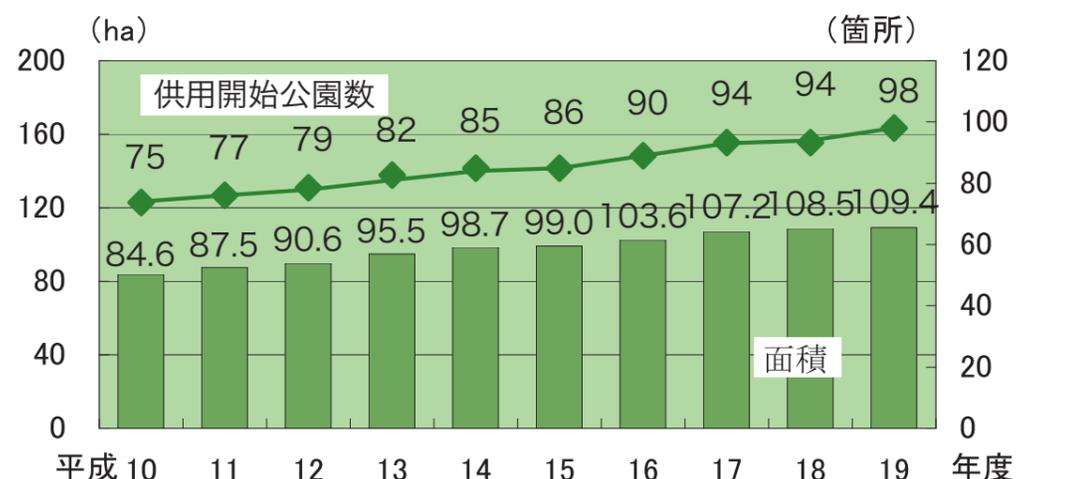


※平成18年1月特定都市河川浸水被害対策法施行

※各年度3月31日現在
資料 河川課

基本施策 27 公園・緑地・緑道

■ 都市公園の整備状況



※各年度3月31日現在
資料 都市整備課